令和元年 5 月 22 日

会　　員　　各　　位

一般社団法人　愛知県建設業協会
専務理事　大　西　克　義

平成 31 年度　全国安全週間（第 92 回）の実施について

標記につきまして、このたび、厚生労働省愛知労働局長から別紙のとおり、毎年 6 月を準備月間とし、7 月 1 日の国民安全の日から始まる一週間を本週間とする全国安全週間への実施協力並びに周知依頼がありましたので、お知らせいたします。

以　上

愛労発基 0527 第 1 号
令和元年 5 月 27 日

一般社団法人愛知県建設業協会

代　表　者　　殿

愛　知　労　働　局　長

平成 31 年度　全国安全週間（第 92 回）の実施について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、労働行政とりわけ労働災害防止につきまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省におきましては、企業をはじめ関係各界での安全意識の高揚と安全活動の定着を図るため、毎年 6 月を準備期間とし、7 月 1 日の国民安全の日から始まる一週間を本週間として全国安全週間を中央労働災害防止協会と共同で主唱しております。

愛知県における平成 30 年の労働災害の発生状況をみますと、死亡災害は前年より被災者が 2 人増加し、46 人の尊い命が失われました。また、休業 4 日以上の死傷災害も 420 人の増加（6.2%増）となり、7,117 人が被災しております。いずれも 2 年連続の増加となり、憂慮すべき事態です。

当局では、『危なさと向き合おう』をキャッチフレーズとして、事業場ごとに異なる危なさを自ら整理する運動を継続中ですが、向きあうべき危なさを整理する手法であるリスクアセスメントの理解促進のため、本年は『危なさと向き合おう action100 in 愛知』として年間 100 回以上のリスクアセスメントセミナーを開催することとしております。

また、より多くの事業場へ『危なさと向き合おう』の理解促進のため、独自のリーフレットを作成、配布をし、全国安全週間中集中的な意識高揚を図ることとしておりますので、貴団体におかれましても当局の趣旨をご理解いただき、転倒災害防止対策の一層の徹底と併せて、会員事業場等に対する周知方お願いいたします。

担当部署
愛知労働局労働基準部安全課
名古屋市中区三の丸 2-5-1（名古屋合同庁舎第二号館）
電話：052-972-0255

53937

第92回全国安全週間を迎えるにあたって

愛知労働局長　高　﨑　真　一

令和元年度の全国安全週間が、**「新たな時代に PDCA みんなで築こう ゼロ災職場」**のスローガンの下、７月１日から７日までの間、全国的に展開されます。

全国安全週間は、「人命尊重」という基本理念の下、産業界において「自主的な労働災害防止活動の推進」と「安全意識の高揚と安全活動の定着」が図られることを目的として実施され、広く産業界へ安全の啓発の役割を担い続け、本年で92回目を迎えます。

産業安全に関係する皆様方のご理解の下、各種安全管理を通して安全水準は着実に向上していますが、なお多くの労働災害が発生しています。

愛知県における平成30年の労働災害の発生状況をみますと、死亡災害は46人で前年より２人増加し、休業４日以上の死傷災害は7,117人で前年より367人増加しました。死亡災害は２年連続の増加、休業４日以上の死傷災害は３年連続増加して、死傷災害では平成20年の水準に後戻りしております。残念ながら、本年５月10日現在において死亡災害は15人で、前年同期の７人に比して114%増加しており、愛知労働局では「死亡災害多発緊急対策」を実施中です。

労働災害を防止するための各種対策を実施するには、まず危なさと共存していることを認識する必要があることから、愛知労働局では第13次労働災害防止推進計画において「危なさと向き合おう」をキャッチフレーズとして、作業にかかわる危なさを整理し、管理下におくことを提唱しております。特に本年度は、向き合うべき危なさを整理する手法であるリスクアセスメントの理解促進のため、「危なさと向き合おうAction100 in 愛知」として、その推進・定着を図る取り組みを集中的に進めています。

また、「STOP！転倒災害プロジェクト」に基づく対策の一環として、愛知労働局では「転倒予防体操」の動画を独自に作成し、ホームページで公開しております。

事業場におかれては、安全週間準備期間及び本週間を契機として、リスクアセスメント及び転倒災害防止に積極的に取り組んでいただくようお願いします。

令和元年度

全国安全週間

危なさと向きあおう

この世の中から、全ての危なさを取り去ることはできません。危なさの中で「安全」を実現するためには、危なさと正しく向き合うしかありません。

- 危なさを調べて把握し
- 対策を講じ
- それでも付き合わざるを得ない危なさは、承知して管理下におく

これらが継続的に行われている状態が、危なさと正しく向きあった状態です。

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

愛知労働局
Aichi Labour Bureau

今なお多くの事業場は、危なさと向き合っていません。

愛知労働局制作による

「転倒予防体操」

転倒災害は、事業者が措置を講ずるだけでは防止が難しいと言われています。労使一体となって災害防止に努めていただくため愛知労働局は「転倒予防体操」を制作しました。

右のQRコードから参照いただきご活用ください。

危なさと向きあおう

1 危なさと向きあっていないことを認める

危なさのない状態はこの世にはあり得ず、誰もが常に無数の危なさと共存しています。ところがほとんどの経営者は、自社の労働者を危なさと共存させているなどと認めようとしません。

- 災害がないから危なさはない
- 対策を講じたから危なさはない
- 法律を守っているから危なさはない

こういった考え方は今も珍しくなく、むしろ主流です。危なさはないと考えることは、つまり、危なさと正しく向きあっていないということです。危なさと向きあうためには、まずそのことを認め改めていくことが必要です。

2 危なさの種類

無数にある危なさを調べ把握していくために、どうしても必要なことが２つあります。ひとつは、危なさの種類です。「危なさ」と一言にまとめると、とりとめがありませんが、例えば次のように種類に分けて考えるとずっと分かりやすくなります。

- 薄いもの
  薄いものは、端に触れると身体が切れます。
  薄い切断面が身体に触れる機会があれば、金属、樹脂、紙など材質や種類を問わず、切れる危なさのもとになります。
- 重いもの
  重いものは、倒れたり落ちたりします。作業や通行する場所の近くにある重いものは、打撲や骨折の危なさのもとになります。
  また、持ち上げて運ぶ必要のある重いものは、腕や腰を痛める危なさのもとになります。
- 突き出したもの
  断面の小さいものが突き出していると、身体が当たったときに刺さります。作業や通行する場所の近くにある突き出したものは、突き刺さしの危なさのもとになります。

「危なさをさがせ」と指示すると、あまりに漠然としているため、作業者も戸惑います。しかし「身体に触れるかもしれない薄いものを探せ」と指示すれば、ずっと具体的になります。
危なさには種類があり、その種類ごとにほぼ決まった事故がおきます。ある事故を防ごうと思ったら、その事故のもとになる危なさを探すのが最も有効です。

3 作業との関わり

危なさを調べ把握するために必要なもうひとつのことは、作業との関わりです。例えば家庭でファンヒーターを使うとき「熱」や「一酸化炭素」といった危なさと関わります。このことはよく知られ、意識されています。
しかし、給油中にはこれらとは別に「灯油」という危なさと関わります。また、設置・移動中の人は「電気」や「重さ」という危なさと関わります。つまり、同じファンヒーターを扱う場合でも、作業によって関わる危なさが違うということです。
重要なのは、これらの危なさは「熱」や「一酸化炭素」ほどしっかり意識されていないということです。
職場では、ファンヒーターより、もっと大きな力を持った機械などと関わります。そして、関わる危なさの種類も当然多く、普段意識していない危なさもたくさんあります。
それらに光を当てていくためには、作業を洗い出し、関わる危なさを整理することが必要です。

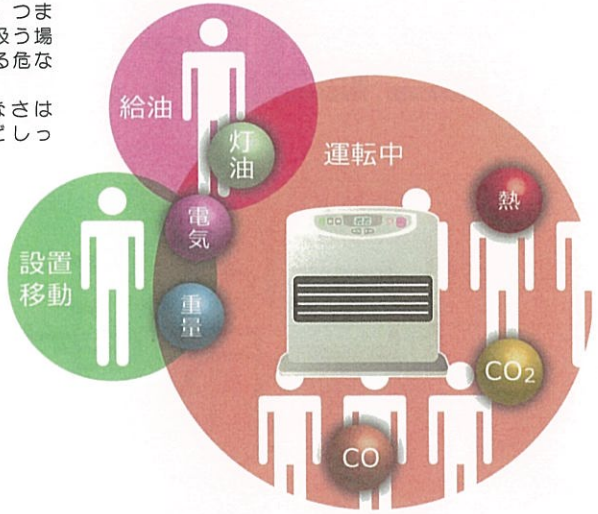

4 経験によるのでなく調査する

安全担当者や作業者の経験や注意力に任せて危なさを把握するのには、限界があります。経験によるのでなく、危なさの種類（危険源）と作業の２つを軸に調べていくと、これまで意識していなかった危なさを把握することができます。

その過程で必ず、関わる危なさが大きすぎる作業や、無駄な作業が洗い出されてきます。それは、作業自体を見直すことにつながります。
危なさに満ちた作業や、無駄な作業を見直していくことは「働き方改革」にもつながっていきます。

愛知労働局は、危なさと向きあうことを提唱しています。

詳しくは、右のＱＲコードから愛知労働局ホームページをご参照ください。

論理的な安全衛生管理の推進・定着

全国安全週間実施要綱

1 趣旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で92回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているが、平成30年の労働災害については、死亡災害は前年を下回る見込みである。しかし、休業4日以上の死傷災害については、転倒災害の増加等により3年連続で、前年を上回る見込みである。業種別では陸上貨物運送事業や第三次産業で増加率が高く、事故の型別では「転倒」や熱中症を中心とする「高温・低温の物との接触」で増加率が高くなっている。これらの要因としては基本的な安全対策が不十分なことによる災害の発生や、業種を問わず増加を続けている転倒災害が冬季を中心に発生していることが考えられる。

また、近年増加している高年齢労働者対策や、今後増加が見込まれる外国人労働者対策をはじめとする、就業構造の変化及び働き方の多様化に対応等も考慮した、日々の仕事が安全なものとなるような取組が求められる。

このような状況を踏まえ、更なる労働災害の減少を図ることを決意して、平成31年度全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

新たな時代に PDCA みんなで築こう ゼロ災職場

2 期間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実施者

各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

（1）安全広報資料等の作成、配布を行う。
（2）様々な広報媒体を通じて広報を行う。
（3）安全パトロール等を実施する。
（4）安全講習会等を開催する。
（5）安全衛生に係る表彰を行う。
（6）「国民安全の日」（7月1日）の行事に協力する。
（7）事業場の実施事項について指導援助する。
（8）その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

9 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。

（1）全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

① 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
② 安全パトロールによる職場の総点検の実施
③ 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
④ 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
⑤ 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
⑥「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

（2）継続的に実施する事項

① 安全衛生活動の推進

ア 安全衛生管理体制の確立

（ア）年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
（イ）経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
（ウ）安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
（エ）労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるＰＤＣＡサイクルの確立

イ 職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

（ア）経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
（イ）就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
（ウ）災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
（エ）労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

ウ 自主的な安全衛生活動の促進

（ア）発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
（イ）職場巡視、４Ｓ活動（整理、整頓、清掃、清潔）、ＫＹ（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化

エ リスクアセスメントの実施

（ア）リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
（イ）ＳＤＳ（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進（「ラベルでアクション」の取組の推進）

オ その他の取組

（ア）安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
（イ）外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実

② 業種の特性に応じた労働災害防止対策

ア 建設業における労働災害防止対策

（ア）一般的事項

a 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、改正された法令に基づくフルハーネス型墜落制止用器具の積極的な導入と適切な使用
b 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
c 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
d 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保

（イ）東日本大震災及び平成28年熊本地震に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策

a 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
b 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

イ 製造業における労働災害防止対策

（ア）機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
（イ）機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
（ウ）作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
（エ）装置産業の事業場における高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
（オ）製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

ウ 林業の労働災害防止対策

（ア）チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
（イ）木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

エ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

（ア）荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施
（イ）積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施
（ウ）歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
（エ）トラックの逸走防止措置の実施
（オ）トラック後退時の後方確認、立ち入り制限の実施

オ 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

（ア）全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
（イ）経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知
（ウ）職場点検、４Ｓ活動（整理、整頓、清掃、清潔）、ＫＹ（危険予知）活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化
（エ）安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発

③ 業種横断的な労働災害防止対策

ア 転倒災害防止対策（ＳＴＯＰ！転倒災害プロジェクト）

（ア）作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
（イ）照度の確保、手すりや滑り止めの設置
（ウ）危険箇所の表示等の危険の「見える化」の実施
（エ）転倒災害防止のため安全衛生教育時における視聴覚教材の活用

イ 交通労働災害防止対策

（ア）適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
（イ）飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
（ウ）災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
（エ）飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

ウ 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

（ア）雇入れ時教育の徹底・内容の充実
（イ）非正規雇用労働者、技能実習生等の外国人労働者を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
（ウ）母国語や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
（エ）派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施
（オ）高年齢労働者に配慮した職場改善の実施

エ 熱中症予防対策（ＳＴＯＰ！熱中症 クールワークキャンペーン）

（ア）ＷＢＧＴ値（暑さ指数）の把握とその結果に基づく適正な作業環境管理、休憩時間の確保を含む作業管理の実施
（イ）計画的な熱への順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）の設定
（ウ）自覚症状の有無にかかわらない水分・塩分の積極的摂取
（エ）熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患（糖尿病等）を有する者に対する配慮、日常の健康管理や健康状態の確認
（オ）熱中症予防に関する教育の実施
（カ）異常時の速やかな病院への搬送や救急隊の要請
（キ）熱中症予防管理者の選任と職場巡視等

危なさと向きあおう

Action100 in 愛知

危なさの種類

危なさには種類があります。熱さ、重さ、高さ、機械の力など、種類ごとに共通の事故が起きます。

作業との関わり

作業ごとに関わる危なさの種類が違います。危なさと向き合うために作業の実態を把握することが必要です。